

試験体管理に関するQ & A

(一財) 建材試験センター性能評価本部
2019/6/6

No.	大項目	Q (質問)	A (回答)
1 1	申請図書の変更	性能評価の受付後、試験体製作の開始前に試験体の構成材料の仕様変更が生じた。変更内容の連絡をすればよいか。	変更内容の連絡書にて、性能評定課の案件担当者までご連絡下さい。また、試験体製作の立会日に試験体監視員にも提出してください。なお、変更内容の連絡書は、当センターHPにて、「申請図書の記載内容変更の場合の手続きについて」として様式例をご案内しております。
1 2	申請図書の変更	性能評価の受付後、試験体製作業者が材料調達をする材料の条件変更をしたい。変更内容の連絡書を性能評定課に提出すればよいか。	変更内容の連絡書にて、性能評定課の案件担当者までご連絡下さい。性能評定課から、試験体製作業者に製作条件の変更連絡を行います。変更に伴い、製作費用が当初の見積額と変更となる場合がありますので、ご了承ください。なお、変更内容の連絡書は、当センターHPにて、「申請図書の記載内容変更の場合の手続きについて」として様式例をご案内しております。
1 3	申請図書の変更	性能評価の受付後、試験体製作の開始前に申請図書の仕様追加が生じた。試験体は変わらないと思うが、変更内容の連絡をすればよいか。	変更内容の連絡書にて、性能評定課の案件担当者までご連絡下さい。なお、変更内容の連絡書は、当センターHPにて、「申請図書の記載内容変更の場合の手続きについて」として様式例をご案内しております。
1 4	申請図書の変更	性能評価の受付後、試験体製作の開始前に申請範囲の拡大をしたい。どのような手続きが必要か。	変更については、性能評定課の案件担当者までご相談下さい。
1 5	申請図書の変更	委員会審議後、性能評価書案の最終確認を求められたが、申請内容の一部を変更したい内容が判明した。どのようにすればよいか。	変更の可否は、再度委員会審議を要します。変更の確定に時間を要しますのでご了承ください。
2 1	試験体の搬入	金属系材料を特定するため、申請図書にJIS番号及びJISに明記される合金番号を記載した。試験体を調達する場合、JISマーク品を納入しなければならないのか。	そのJISで明記される当該合金番号の品質に適合することが立証できれば、必ずしもJISマーク品を要求するものではありません。立証資料としては、JISに基づく試験成績書などが考えられます。
3 1	構成材料の証明書	材料がJIS規格品であることの証明について、納入した材料にはJISマークが記載されるので、証明書は不要か。	試験体監視員が確認できるものであれば、OKです。
3 2	構成材料の証明書	鋼材が申請図書に記載した試験体に適合することの証明として、生産者が発行するミルシートを提出したいが、試験体製造日以降としてもよいか。	構いません。ただし、その鋼材が申請図書に記載された試験体であることの確認ができない場合、性能評価書の発行ができなくなります。

試験体管理に関するQ & A

(一財) 建材試験センター性能評価本部

2019/6/6

No.	大項目	Q (質問)	A (回答)
3 3	構成材料の証明書	複数の材料を1枚の製造証明書で記載したいが、申請図書の複数のページにまたがった内容になる。1枚の製造証明書で対応してもよいか。	確認作業を円滑化するため、製造証明書の右上に、申請図書の項目名を記載頂いておりますが、各証明内容にも、どの項目に該当するのか、わかるように項目番号を適宜追記（手書きで可）してください。
3 4	構成材料の証明書	海外企業が構成材料の証明書を出す場合、社印の慣習が無い場合はどのようにすればよいか。	会社としての承認をしたことが判ればよいので、社印は、会社の代表者の署名としても構いません。この場合でも、品質管理責任者の印と担当者の印は必要になります。なお、外国語表記の書類の場合、和訳も添付してください。